

# 令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和6年12月  
福岡国税局

## I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

## II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

《この資料についての問い合わせ先》

福岡国税局 国税広報広聴室  
電話 092-411-0031（代表）  
092-451-7494（直通）

# I 調査事績の概要

## 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

### (1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人2,801件（前年対比87.4%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は2,184件（同93.8%）、その申告漏れ所得金額は276億円（同111.2%）、追徴税額は65億77百万円（同113.8%）となっています。

(注)1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

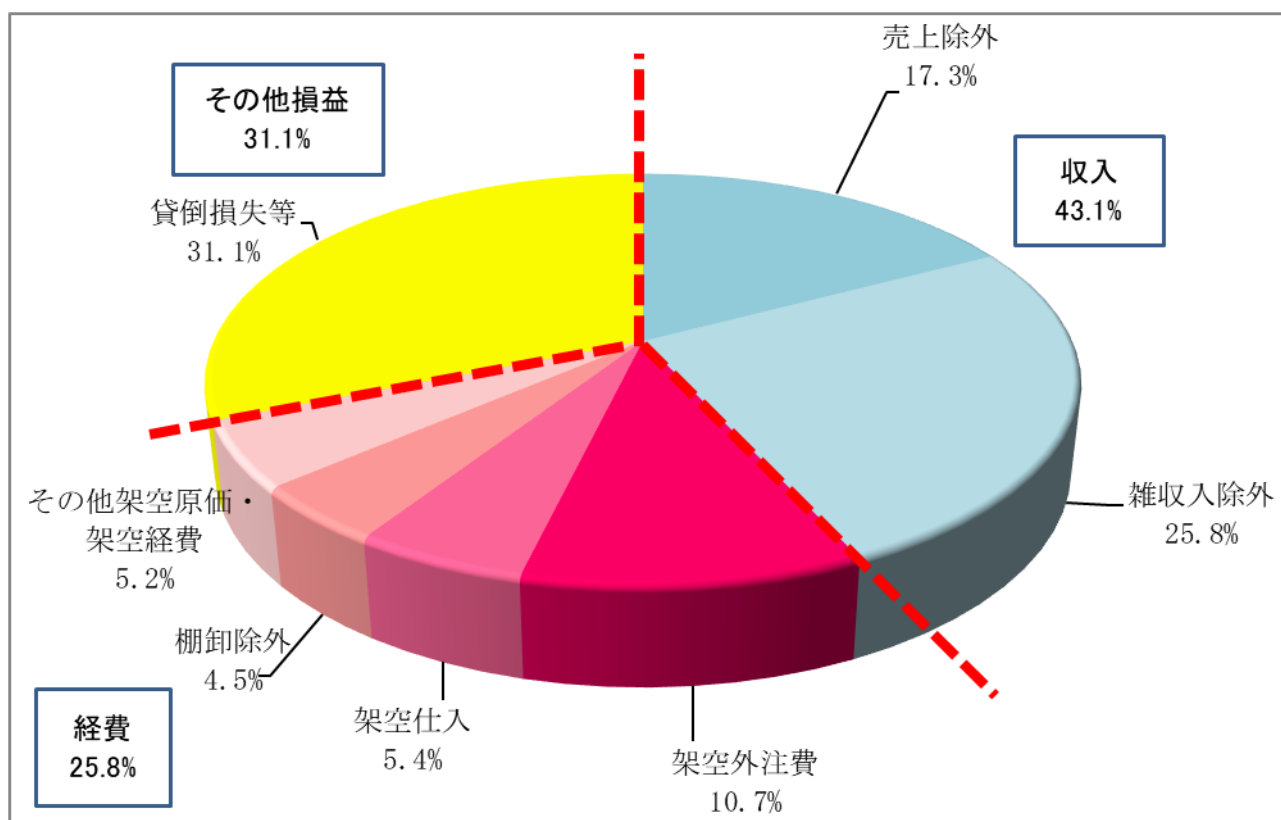
2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

### ○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 3,205	% 169.4	件 2,801	% 87.4
非違があった件数	2	件 2,328	% 161.6	件 2,184	% 93.8
うち不正計算があった件数	3	件 671	% 155.3	件 684	% 101.9
申告漏れ所得金額	4	百万円 24,900	% 91.9	百万円 27,697	% 111.2
うち不正所得金額	5	百万円 16,585	% 86.4	百万円 14,825	% 89.4
調査による追徴税額	6	百万円 5,779	% 91.7	百万円 6,577	% 113.8
うち加算税額	7	百万円 1,173	% 83.6	百万円 1,207	% 102.9
不正発見割合(3/1)	8	% 20.9	ポイント ▲1.9	% 24.4	ポイント 3.5
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 7,769	% 54.3	千円 9,888	% 127.3
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 24,717	% 55.6	千円 21,674	% 87.7
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 1,803	% 54.1	千円 2,348	% 130.2

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(参考) 不正の手口別件数の割合



(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、2,754件（前年対比87.5%）の現地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,593件（同94.8%）、その追徴税額は38億42百万円（同75.8%）となっています。

○ 法人消費税の現地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
現地調査件数	1	3,148 件	169.5 %	2,754 件	87.5 %
非違があった件数	2	1,680 件	149.7 %	1,593 件	94.8 %
うち不正計算があった件数	3	495 件	143.1 %	532 件	107.5 %
調査による追徴税額	4	5,069 百万円	59.1 %	3,842 百万円	75.8 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	1,520 百万円	30.4 %	1,187 百万円	78.1 %
調査1件当たりの追徴税額 (4/1)	6	1,610 千円	34.9 %	1,395 千円	86.6 %
不正1件当たりの追徴税額 (5/3)	7	3,071 千円	21.3 %	2,232 千円	72.7 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

## 2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、3,359件（前年対比85.8%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は984件（同93.2%）で、その追徴税額は6億91百万円（同76.6%）となっています。

### ○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	192,756 件	101.3 %	194,377 件	100.8 %
実地調査件数	2	3,914 件	159.3 %	3,359 件	85.8 %
非違があった件数	3	1,056 件	141.4 %	984 件	93.2 %
調査による追徴税額	4	901 百万円	191.7 %	691 百万円	76.6 %
調査1件当たりの追徴税額 (4/2)	5	230 千円	120.4 %	206 千円	89.6 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

## Ⅱ 主要な取組

### 1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から2億44百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、250件（前年対比82.2%）に対し実地調査を実施し、消費税13億21百万円（同47.6%）を追徴課税しました。また、そのうち48件（同102.1%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、2億44百万円（同83.0%）を追徴課税しました。

### ○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 304	% 149.0	件 250	% 82.2
非違があった件数	2	件 177	% 119.6	件 152	% 85.9
うち不正計算があった件数	3	件 47	% 114.6	件 48	% 102.1
調査による追徴税額	4	百万円 2,776	% 40.9	百万円 1,321	% 47.6
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 294	% 6.9	百万円 244	% 83.0
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 9,133	% 27.5	千円 5,283	% 57.8
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 6,245	% 6.0	千円 5,083	% 81.4

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

## 2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で22億25百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を309件（前年対比108.8%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを42件（同82.4%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を22億25百万円（同104.8%）把握しました。

### ○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 285	% 128.4	件 309	% 108.8
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 51	% 106.3	件 42	% 82.4
うち不正計算があった件数	3	件 10	% 111.1	件 8	% 80.0
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 2,123	% 275.3	百万円 2,225	% 104.8
うち不正所得金額	5	百万円 619	% 69.8	百万円 173	% 27.9

## 2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ23百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対して適正に課税する観点から、海外取引等に係る源泉徴収漏れを的確に把握するため、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、非居住者に対する給与や不動産譲渡の対価などの支払について源泉徴収漏れを15件（前年対比78.9%）把握し、23百万円（同57.5%）を追徴課税しました。

### ○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1	件 19	% 146.2	件 15	% 78.9
調査による追徴本税額	2	百万円 40	% 285.7	百万円 23	% 57.5

### 3 無申告法人に対する取組

#### ～ 無申告法人から1億72百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税54百万円（前年対比34.0%）、消費税1億18百万円（同42.4%）、合わせて1億72百万円（同39.4%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税18百万円（同36.0%）、消費税1百万円（同2.7%）を追徴課税しました。

#### ○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和4		令和5	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件	25	65.8%	34	136.0%
	うち不正計算があった件数	2	件	3	60.0%	5	166.7%
	調査による追徴税額	3	百万円	159	39.4%	54	34.0%
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円	50	277.8%	18	36.0%
消費税	実地調査件数	5	件	19	70.4%	29	152.6%
	うち不正計算があった件数	6	件	2	40.0%	2	100.0%
	調査による追徴税額	7	百万円	278	252.7%	118	42.4%
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円	37	217.6%	1	2.7%
調査による追徴税額合計		9	百万円	437	85.0%	172	39.4%
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円	87	248.6%	19	21.8%

(注) 調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

(参考計表)

(1)不正発見割合の高い10業種(小分類)

(令和5事務年度)

順位	業種目	不正発見	不正申告	前年順位
		割合	1件当たりの不正所得金額	
		%	千円	
1	管工事	50.0%	14,274	1
2	その他の飲食	38.9%	18,905	—
3	土木工事	38.7%	11,368	3
4	とび・コンクリート工事	34.4%	8,434	—
5	建築工事	31.7%	26,893	8
6	貨物自動車	31.6%	10,987	—
7	自動車修理	31.3%	2,566	—
8	その他の建築材料	30.6%	11,979	—
9	職別土木建築工事	28.8%	23,588	2
10	その他の設備工事	27.3%	10,746	—

(2)不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな10業種(小分類)

(令和5事務年度)

順位	業種目	不正申告	不正発見	前年順位
		1件当たりの不正所得金額	割合	
		千円	%	
1	塗装工事	57,017	24.3%	—
2	建売、土地売買	50,608	23.4%	6
3	その他の対事業所サービス	29,492	22.9%	4
4	貿易	28,654	20.0%	—
5	建築工事	26,893	31.7%	7
6	職別土木建築工事	23,588	28.8%	10
7	土木建築サービス	21,749	10.2%	—
8	不動産賃貸	19,320	13.6%	1
9	その他の飲食	18,905	38.9%	—
10	各種コンサルタント	16,240	18.9%	—